

【定期検査】令和5年 6月 那覇市水道水質検査結果 (注1)

■採水年月日:令和5年6月19日

■水質検査機関:(一財)沖縄県環境科学センター

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査(色、濁り及び消毒の残留効果)を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 上下水道局が行った全検査結果からは異常は認められず、**水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。**

注1) 検査結果の欄由「(数値)」は「(数値)未満のことです」

(mg/L) (※は 暫定目標値です)

(注2) 水道水質基準等の欄中、法定基準項目(番号1～番号52)については基準値、行政通知の管理目標設定項目(番号55～番号72)については目標値、その他の項目については()内に単位を
注3) 汎用基準欄の欄中、(△)は△木漏れ水です。

水道基準法の側面に、法定基準項目(番号1～番号52)については基準値、行政通知の管理目標と設定項目(番号53～番号72)については目標値、での記載になります。上記の番号1～番号51の其の準備は水道法第4条に基づく其の準備であり、番号52の海浜確認届書の其の準備は水道法第22条に基づく其の準備です。

注3) 品番号72の暫定目標値はPFOS及びPFEOAの合計値として設定されています。数値の単位(mg/L)は、(ng/L)に換算すると0.000001mg/L=1ng/Lとなります。